

多量服薬者訪問相談 モデル事業について

平成28年11月2日

長崎県後期高齢者医療広域連合

事業の概要

- ▶ 目的 … 多量服薬者の状況把握と課題の抽出
- ▶ 対象者 … 対象とする2か月間において、それぞれ内服薬を15種類以上服薬している者
- ▶ 内容 … 薬剤師が対象者宅を訪問し、薬に関する悩みや相談を受けるとともに、多量服薬による課題、薬の管理状況等を把握する

来年度の取り組みに向けた体制作り

実施にいたるまでの過程

平成27年6月

- ・ 県薬剤師会から訪問指導事業について、事業実施の提案

平成27年6月～8月

- ・ 県薬剤師会と事業内容を協議
(平成27年10月での事業実施に向け調整)

平成27年9月

- ・ 県医師会に対し事業説明

説明の結果

- ・ 県医師会の反対



事業実施断念

昨年度予定していた事業

薬剤師訪問指導モデル事業

事業内容	対象者宅に薬剤師が訪問し、 <u>服薬指導</u> する。2回の訪問を実施。
対象者	<ul style="list-style-type: none">・複数の医療機関から15種類以上の投薬が処方されている者・重複成分投薬者(転倒につながりうる服薬を)対象
目的	<u>服薬を適正化</u> し健康維持と医療費の適正化を図る

● 県医師会からの指摘

- ・ 重複処方については処方医に通知すべき
- ・ 受診抑制につながるのではないか
- ・ お薬手帳で解決できるのではないか

● 県医師会からの要望

- ・ 郡市医師会への説明
- ・ 訪問指導対象となる処方医への訪問前後での説明
- ・ 事業実施により生じるトラブルに関する責任の所在の明確化

今年度実施する事業

	多量服薬者訪問相談 モデル事業（多量服薬モデル）	重複、禁忌処方の 是正通知事業（重複等是正事業）
事業内容	対象者宅に薬剤師が訪問し、 <u>服薬状況を確認</u> 。さらに、服薬を中心とした困り事の相談。	重複等処方がある対象者の <u>医療機関双方に服薬情報を提供</u> し、改善を促し結果の報告を受ける
対象者	2か月連続で15種類以上の内服が複数の薬局から処方されている者	県薬剤師会、県医師会と協議し決定した併用禁忌及び重複処方の状態が2か月継続している者
目的	対象者の服薬状況を確認し、解決すべき課題を集約。	対象者の健康を害するおそれのある服薬状態の解消
次年度に向けて	多量服薬モデル事業は、 <u>今年度は服薬の適正化などの成果を出すことを目的とせず課題を明確にし、県医師会に取り組むべき材料を提示し協議するための調査を行うもの。</u>	

事業を円滑に進めるために

●医師会への対応のポイント

- ・ 被保険者の健康に重篤な害を与えるおそれのある事例を提示する
- ・ 問題に対しての解決策を提案してもらう
- ・ 事業内容等を協議する時間・回数を十分に確保する